

NEWS & TOPICS

▶ **新型コロナウイルス感染症に関するQ&A (第2版・抜粋)** 2~4

- Q 休業補償・補助助成制度は？
- Q フェーズの変化を踏まえた感染予防策は？
- Q 歯科医師によるPCR検査は？

▶ **会員モニターの声「夢」(その4)** 5

全国の都道府県会員モニターに執筆いただいたコラム「夢」。今号は「医療連携(医科・歯科・多職種・病診・診診等)①」を掲載します。

▶ **令和2年度日歯生涯研修セミナー** 6

講演形式を全て中止

▶ **ラインマーカー「オンラインで国境を越えた落語会に挑む」** 6

三遊亭とむ 第3回

感染対策の維持求める

政府が5月25日(月)に緊急事態宣言を解除したことを受けて、日歯は同日、都道府県歯に文書を出した。文書では、4月7日の緊急事態宣言発令時に懸念されていたオーバーシュートに至ることなく解除となったことについて、全国の歯科医療現場を含む多くの皆様の尽力によるものと、謝意を示した。

その一方で、大都市を中心とする地域では、予断を許さない状況とした上で、現在講じている感染防御対策のレベルの維持が必要と強調した。また、今回の宣言解除に伴い、宣言発令の翌日、4月8日付「日歯発第19号」で検討をお願いしていた対応については、地域の実状や医療機関の状況を踏まえた見直しを求めた。

緊急事態宣言解除を受けて

さらに、新型コロナウイルス感染症の対応は長期化が予想されるとした上で、現在、日本歯科医学会連合

緊急事態宣言解除を受けて

など連携して今後の歯科診療提供における留意事項の取りまとめを行っており、整理ができ次第、速やかに示す意向を明らかにした。

また、長期間にわたる自粛生活にあった国民、特に

日歯はこのほど、「新型コロナウイルス感染症に関するQ&A(第2版)」を取りまとめ、日歯HP・メンバーズルームに掲載した。

Q&Aは、4月23日付で第1版(5月15日号)に抜粋掲載)を作成しているが、2回目となる今回は、①フェーズ(警戒段階)の変化を踏まえた一般的な歯科診療所での感染予防策②新型コロナウイルス陽性者等

コロナQ&A 第2版

感染対策や助成金など解説

が来院した場合の対応③院長、スタッフが新型コロナウイルス陽性となった時の対応④軽症感染者(ホテル待機者等)への対応⑤歯科における電話や情報通信機器等を用いた診療⑥休業補償・補助助成制度等の国の経済支援策⑦歯科医師によるPCR検査(検体採取)について、5月28日時点の状況をとりまとめた。(関連2~4面)

1749号
2020年(令和2年)
6月1日

日歯報

毎月2回1・15の日発行



発行所
公益社団法人 日本歯科医師会
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20
講読料：年間2,100円(消費税・送料共)

編集発行人 小山茂幸

日本歯科医師会ホームページ
<https://www.jda.or.jp>

日歯Facebook




MORITA Digital Dentistry

モリタはすべてを繋ぐ



平野レミさんが出演の歯磨き動画を公開

健康のために歯を磨きましょう!

日歯は5月15日(金)、料理愛好家の平野レミさんが出演する動画「こんな時期だからこそ歯磨きが大事!」をホームページやYouTubeで公開しました。

本動画は、レミさんが、自宅にいる時間が増えている「こんな時期」だからこそ、しっかり歯磨きして口の中を清潔に保つことが重要であること、さらにお口が健康であることが免疫力アップにもつながることを伝えています。

動画の最後にレミさんは「新型コロナウイルスが怖くて歯医者さんに行けないと困っている人は、電話でかかりつけの歯医者さんに相談してみよう!」とメッセージを送るとともに、「こんな時期だからこそ、健康のために歯を磨きましょう!」と呼びかけています。



「純チタン2種」保険適用 期中導入では5例目

中医協総会

中医協総会が5月13日(水)に開催され、歯科関係医療機器として「純チタン2種」の保険適用を承認した。診療報酬改定時以外で区分C2(新機能・新技術)

高齢者の口腔機能管理には特段の配慮を求めるとともに第2波、3波の感染流行も指摘されていることから「大規模感染症を踏まえた

歯科診療ガイドライン(仮)の策定も進めているとした。

そして、今後の平常生活、平常診療に向けては、歯科

は、47円/gで、留意事項としては大臼歯について、歯科製造用チタン合金を用いて全部金属冠による歯冠修復を行った場合には、技術料はCAD/CAM冠の点数に準じて算定するとした。なお、厚労省は年間約7万歯、約4600万円の適用を見込む。

詳細は、厚労省HPの第458回中医協総会の資料を参照。

天地人

今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、歯科院内の感染防止対策のさらなる徹底を図るため、器具の滅菌をはじめ体温計等、多くの機械、器具の購入が必要になることと思う▼消耗品やこれらの購入費用は初再診料で補えるのだろうか。経費増大は目に見えていても対応策が追い付いていないのではないかと、狭い診療所に大量の在庫を抱えるわけにもいかず、今までは注文すれば翌日には届く品物でも業者では、欠品により品薄状態が続き不安にかられる▼果ては行政関係等の会議が中止になり、全てがWEB会議とはいかず、書面対応も増えてペーパーレスから逆行している状況もあり、本当に必要な会議かどうか考えさせられる機会となっている▼日頃の歯磨き指導では行動変容を促すのがなかなか難しいなか、今般は衛生観念だけは浸透しつつある。これが今後の指導に生かされるようになればと思う▼ステイホームで家庭での料理が増えているところに平野レミさんの動画「こんな時期だからこそ歯磨きが大事!」はタイムリーなのでぜひ拡散してほしい。(尚)

新型コロナウイルス感染症に関する Q&A

(抜粋版)

<第2版>

Q1 フェーズ(警戒段階)の変化を踏まえた一般的な歯科診療所での感染予防策は?

A1 一般的な歯科診療所での感染予防策は次のとおりです。

1-1 感染拡大が進み、無症状の感染者が来院する可能性が高くなる場合を想定した感染予防策

1-1-① 歯科診療を行う際の環境整備

■ 標準予防策の徹底

▶ マスクの正しい着用や目の保護(ゴーグルやアイシールドなどを使用)

■ 手指衛生の徹底

▶ 積極的な手洗い、消毒用エタノールなどによる手指消毒

■ 来院患者の健康チェック

▶ 本疾患によく見られる発熱・感冒様症状や14日以内の海外渡航歴を確認
※最新の情報では、鼻水・鼻づまりなどの鼻症状のない突然の味覚や嗅覚の異常も注意すべき症状である。

▶ 患者の体温測定を協力を求める

▶ 治療前のうがいの励行

■ 飛沫感染・接触感染の予防

- ▶ 定期的な窓開けなどによる換気を徹底(「密閉」の回避)
- ▶ ユニット周りだけでなく、レセプトコンピューターなどの周辺機器の清拭
- ▶ ドアノブなど患者さんの触れる場所の清拭
- ▶ 待合室の遊具、雑誌類の撤去
- ▶ 患者さん来院時の手洗い、手指消毒の協力要請
- ▶ 吸引装置(歯科用および口腔外バキューム)の使用
- ▶ ラバーダムを活用

■ 患者さんには予約時間遵守のお願い

▶ 待合室の人数をできる限り少なくして「密集、密接」の回避

■ 診療スケジュールの調整

▶ 治療内容により、可能な限りの予約間隔や使用ユニットの調整

■ 医院入口や院内等に院内感染防止の掲示

1-1-② エアロゾル感染について

■ エアロゾル感染とは

本感染症の感染経路については、「エアロゾル感染」という表現が目立っている。「エアロゾル」の定義は国により異なる部分があるが、「気体中に浮遊する微小な液体または固体の粒子」を指す。わが国で感染経路別予防策は、「接触感染」、「飛沫感染」、「空気感染」に分類されている。飛沫感染は、感染患者さんのくしゃみ、咳、会話などで放出された病原体を含む飛沫(5μm以上)が口腔粘膜、鼻粘膜結膜などに付着することにより感染する。空気感染は飛沫核感染とも表現され、病原体を含んだ飛沫が乾燥してさらに微小な(5μm以下)飛沫核となり空気中に浮遊し、それを吸入することにより感染する。

■ エアロゾル感染対策

閉鎖空間に浮遊したウイルスを除去するために定期的な換気を実施し、複数の患者さんの診療を同時に行わない。一人一人の治療の間隔をあけるなどの医療機関の規模に応じた対応が必要である。さらに、SARS-CoV-2は銅表面に4時間、ステンレス表面に48時間、プラスチック表面に72時間生存していたことから、接触感染を考慮した手袋やガウンの装着、手の触れる場所の消毒や手洗いは極めて重要である。

■ 歯科診療時の対応

N95マスク等の感染防護具を準備できない場合が多いことを考慮して、場合によりエアータービンやハンドピース、超音波スケーラー等を使用した処置は回避し、応急処置にとどめることや、当該治療の延期などを検討する。

■ 適切な感染防御態勢

グローブ、フェイスシールド(ゴーグル)、長袖ガウン、マスク(N95またはDS2等それに準じるマスク)の使用。

1-2 感染拡大の状況が収束した場合の感染予防策

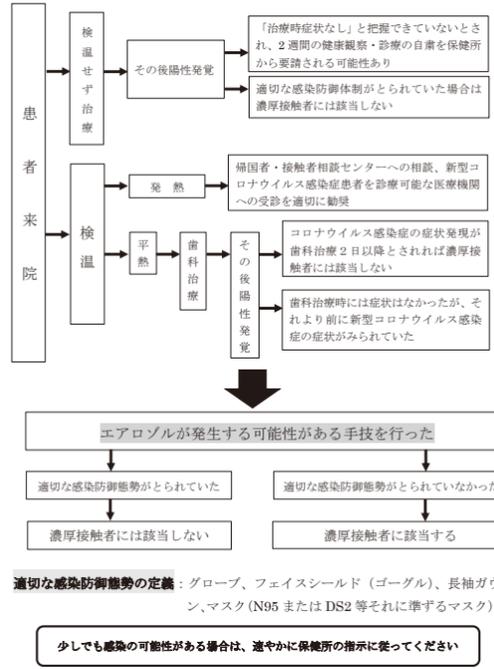
1-2-① 通常の歯科診療体制に戻していくが、第2波への対策として、これまでの感染対策を見直す。

1-2-② マスク、消毒薬、防護服などの備蓄を心がける。

1-2-③ 地域における感染の発生情報の収集に努める。

Q2 新型コロナウイルス陽性者等が来院した場合の対応は?

A2 対応の流れは下の図のとおりです。



2-① 患者が来院した時に検温せずに治療を行い、その後その患者の新型コロナウイルス感染症の陽性が発覚した場合

2-①-1 治療を行った時に新型コロナウイルス感染症の症状がなかったと把握できていないとされ、適切な感染防御態勢が取られていない場合には濃厚接触者に該当し、2週間の健康観察・診療の自粛を保健所から要請される可能性があります。

2-①-2 治療を行った時に適切な感染防御態勢が取られていた場合は、濃厚接触者には該当しません。

2-② 患者が来院した時に検温し、発熱を確認した場合

2-②-1 診療を延期して頂き、必要があれば帰国者・接触者相談センターへの相談を推奨します。

2-②-2 患者が来院した時に検温し、平熱であったので歯科治療を行ったが、その後、その患者の新型コロナウイルス感染症の陽性が発覚した場合

2-②-2-1 新型コロナウイルス感染症の症状発現2日前が歯科診療以降とされれば濃厚接触者には該当しません。

2-②-2-2 歯科診療を行った日には特に新型コロナウイルス感染症の症状が見受けられなかったが、それより以前に新型コロナウイルス感染症の症状が見られていた場合で、さらにエアロゾルが発生する可能性がある手技を行った時

2-②-2-2-1 適切な感染防御体制が取られていた場合は濃厚接触者には該当しません。

2-②-2-2-2 適切な感染防御体制が取られていない場合は濃厚接触者に該当するため、2週間の健康観察・診療の自粛を保健所から要請される可能性があります。

(適切な感染防護態勢の定義)

- エアロゾルを生み出す処置の場合
 - ・ N95 マスクまたはそれと同等のマスク (DS2・FFP2・FFP3・KN95)
 - ・ 長袖ガウン
 - ・ 手袋
 - ・ 目の防護具(ゴーグル、フェイスシールド等)

(用語の定義)

- 「患者(確定例)」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
- 「患者(確定例)の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。
※発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など
- 「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
 - ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
 - ・ 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
 - ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・ その他：手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周囲の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

《2面に続く》▶

歯学書・歯科雑誌専門

歯がモチーフの雑貨コーナーも!

ホームページも 歯学書専門

<http://www.shien.co.jp>

- ★ 歯学図書 販売ランキング
- ★ 歯学図書 新刊・近刊一覧
- ★ 雑誌 最新号・バックナンバー

★ 店舗は年末年始を除き、土日祝日も営業!

★ 国内で現在、販売されている歯学図書のほぼ全種類を常備しています!

令和2年5月の好評図書

0歳からの口腔機能と歯列の育て方

「赤ちゃん歯科」入門者のための基本知識と実践ノウハウ

益子正範 [著]

A4変型判 116頁 6,600円(税込) クインテッセンス出版

コンポジットレジン修復の効率UP

短い時間で・無駄なく・ミスなく審美性を獲得!

宮崎真至 [著]

A4判 168頁 7,920円(税込) 医歯薬出版

※上記の好評図書はシエン社のホームページと店頭の販売数からシエン社が独自に選書したものです。

歯学書専門書店

デンタルブックセンター 株式会社 **シエン社**

〒112-0004 東京都文京区後楽1-1-10 日本生命水道橋ビル1F
TEL 03-3816-7818 FAX 03-3818-0837 <http://www.shien.co.jp>

デンタルブックセンター

検索

歯科新刊情報ツイッターも @dentalbc

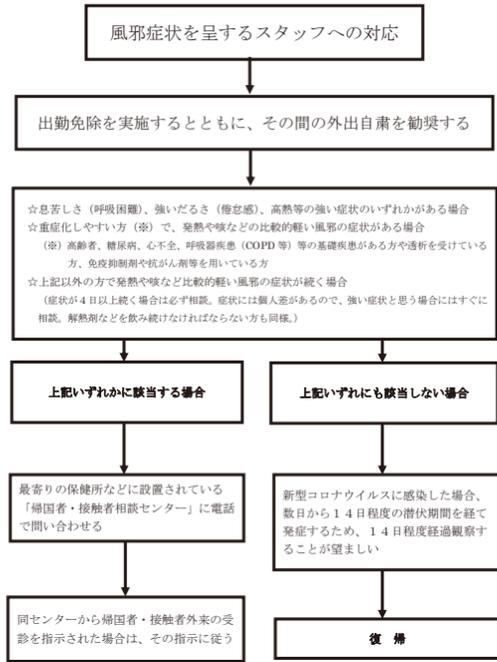
Ⅴ《3面から続き》

Q3 院長、スタッフが新型コロナウイルス陽性となった時の対応は？

A3 これまで得られた情報によると、来院した患者が、後日、感染者と分かった場合は、通常は感染経路の追跡がなされ、当該患者と歯科医師及びスタッフが、どの程度接触したか等について保健所による調査があります。その後は、所轄保健所の対応によるものと考えられますが、すべての患者に対する感染予防対策が取れていて、感染リスクが低いと判断された場合には、歯科医療機関内の消毒(有料)を行ったうえで、一定の期間休院するか、あるいは診療を継続するかは、歯科医療機関の管理者(開設者)の慎重な判断によります。

一方で、歯科医師やスタッフが濃厚接触者とみなされた場合には、所轄保健所の指導の下に、原則的には接触から14日程度の健康観察の対象となります。

(Q&A第1版より)



Q4 軽症感染者(ホテル待機者等)への対応は？

A4 対応は次のとおりです。

1. 軽症患者等(ホテル待機者など)から歯科治療の依頼があった場合

①電話での問い合わせ

感染患者は一般歯科診療所では診察はしない。問い合わせがあった場合は地域の相談センターに連絡してもらい、感染症患者を受け入れる指定医療機関または感染患者の歯科治療の治療可能な歯科医療機関を受診。

②医院に直接来院した場合

医院まで来てしまった場合には院外から見えるように掲示した電話番号に(電話を)かけてもらい、対面でのやり取りはなるべく行わないような配慮が必要である。

間接的に対応する手段が無ければ、受付担当者がマスクと目の防護具をし、院外に出て対応すること等が考えられるが、実際には難しい面が多いので地域の実態に合わせ、また医院ごとに対応策を構築する必要がある。

③オーバーシュート(爆発的患者急増)が起こった場合

一般歯科医院への問い合わせが多くなると思われる。地域歯科医師会と自治体との連携による感染患者の歯科治療の受け入れ体制を確認しておく。

2. 軽症患者等(ホテル待機者など)から口腔健康管理の依頼があった場合

感染症患者への基本的な対応は、1. 軽症患者等(ホテル待機者など)から歯科治療の依頼があった場合と同様。

1~2週間の滞在期間中における、口腔衛生管理、口腔ケア、オーラルフレイル対策が、新型コロナウイルス感染症の重症化防止につながることを伝える。

現場での医師、看護師、保健師等医療関係者、行政の理解と協力が必要である。「周術期等口腔機能管理」の場所(病院→ホテル待機所)と疾患(がんや脳卒中→新型コロナウイルス感染症)が置き換わったが、濃厚接触にならないように、また感染防御には十分に配慮し、口腔衛生指導・管理を行う。

実施例としては、①問診票による口腔内の状況の把握 ②歯・歯肉のブラッシング、舌みがき、しっかりブクブクうがいの重要性和方法を伝え、場合によっては滞在期間中のそれらの実施状況を把握する。 ③基本的には担当者等による文書の受け渡しとするが、特別な場合は電話やオンラインの対応も可能である。 ④パンフレット等の資料は日本歯科医師会HPを参照。

3. 応急診療に関する考え方

■緊急事態宣言が出され、感染予防を徹底しなければならない状況の場合 電話相談では、 ・新型コロナウイルス感染症罹患の疑いのある患者さん(発熱や風邪様症状を有する患者さん) ・本人または同居人に14日以内の海外渡航履歴のある患者さん ・鼻症状を伴わず突然、味覚・嗅覚に異常が出た患者さん に対しては、自院での診療が困難である理由を説明し、理解を得ることが必要であるが、まずは主訴(患者さんの訴え)をお聞きし、緊急性を要するか否かを判断する。

歯科治療については緊急性が無いと判断した場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡する。医療提供者側は診療拒否ではなく、現時点の状況対応であること

を十分に説明することが求められると同時に、対象となる患者さんにおいてもオーバーシュート(爆発的患者急増)を防止するための理解と協力が必要である。

Q5 歯科における電話や情報通信機器を用いた診療は？

A5 新型コロナウイルスの感染拡大により、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み、時限的・特例的な対応として、歯科診療においても電話や情報通信機器を用いた診療等が認められました。

これにより、患者さんから電話等により診療等の求めがあった場合、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療や処方、また継続的な管理を行っている患者さんに対する管理を行うことが可能となりました。

なお、本取扱いは時限的かつ特例的なものであるため、実施にあたっては、資料*「新型コロナウイルス感染症に係る歯科の電話等診療の時限的・特例的な取扱いについて」をご参照の上、ご対応ください。

*資料は日歯HP「新型コロナウイルス感染症について」のページに掲載しています。

Q6 休業補償・補助助成制度等の国の経済支援策は？

A6 政府等の給付金、貸付金、債務保証は次のとおりです。(令和2年5月20日現在)

名称	概要
新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置	雇用保険被保険者は雇用調整助成金となり、従業員1名あたり1日8,330円以内(令和2年5月20日現在)、教育訓練加算あり 雇用保険被保険者でない者(パート、アルバイト)は緊急雇用安定助成金となり、1日8,330円以内(令和2年5月20日現在)、教育訓練加算なし
持続化給付金	給付額の上限は個人立医療機関100万円以内、医療法人200万円以内
医療貸付制度	貸付限度額:4,000万円(無担保)
貸付制度	新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度の対象は3,000万円以下
セーフティネット保証4号	信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する
セーフティネット保証5号	信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務の80%を保証する
危機関連保証	信用保証協会が、通常の保証限度額(2.8億円)及びセーフティネット保証の保証限度額(2.8億円)とは別枠(2.8億円)で、借入債務の100%を保証する

給付金 【新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置】

(厚生労働省)

この雇用調整助成金の特例措置は、コロナウイルスの影響により従業員を休業させた際に、支払った休業手当を一部助成するものです。雇用調整助成金は、雇用保険被保険者のみ利用可能です。雇用保険被保険者ではない方は、「緊急雇用安定助成金」を活用することになります。

具体的な申請方法は、厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html に掲載されている「雇用調整助成金支給申請マニュアル~休業編~」「雇用調整助成金支給申請マニュアル~訓練編~」「緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル」等をご覧ください。前述の各マニュアルは、従業員が概ね20名以下の小規模事業者向けとなっています。

また、後日、雇用調整助成金などの申請方法として「オンライン受付システム」が稼働することになり、<https://www.mhlw.go.jp/content/000632007.pdf>にてマニュアルが公表されましたのでお知らせいたします。

ご不明な点等がございましたら、都道府県労働局若しくは各ハローワークまたは雇用調整助成金コールセンター(TEL0120-60-3999、受付時間9:00~21:00、土日・祝日含む)へご相談ください。

申請にあたり事前に確認すべき点は、①就業規則・賃金規程などの規則を作成しているか、作成していない場合、②労働条件通知書又は雇用契約書を交付しているかをご確認ください。まずは、申請書を作るための基盤となる書類の整備をお願い致します。これらの書類は後日、都道府県労働局等より提出が求められる可能性があります。

10人以上雇用する事業所は、就業規則を作成し労働基準監督署に届け出る義務がありますが、10人未満の事業所は作成・届け出義務はありません。よって、10人未満の歯科診療所においては、まずは、雇用調整助成金申請においては、労働条件通知書の作成を推奨いたします。

労働条件通知書等の雛形は、本会ホームページ・メンバーズルーム(<https://www.jda.or.jp/member/d003005>) HOME→医療管理・税務→新型コロナウイルス感染症→「新型コロナウイルス感染症対策特例措置の雇用調整助成金・教育訓練加算・緊急雇用安定助成金の申請手続き等について~支給申請の簡素化~」におきまして掲載していますので、ご活用ください。(令和2年5月19日より休業計画届の提出は不要となりました。)

その他、確認書類として、③労働・休日の実績に関する書類(タイムカードなど)、④休業手当・賃金の実績に関する書類(賃金台帳の写しなど)を準備ください。

なお、都道府県労働局は適正な支給を推進する観点から、事業所に対し立入検査を実施することがありますので、ご協力ください。

《4面に続く》Ⅶ



Quintessence the 2020年6月号の主な内容

- 1 「形態」と「構造」と「機能」から探るリアル下顎運動
前編 舵を切る!側方運動の仕組み~その実像を捉える~ 松島正和/大西 要
- 2 デジタルデンティストリーで機能・咬合を「見える化」しよう!
補綴歯科治療にデジタル式検査機器をどう活かすか 山本司将/中村健太郎
- 3 オリンピックまであと1年 つくってみよう! スポーツマウスガード —その基本的知識と製作ステップ— 鈴木浩司

緊急掲載: World Article
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行中の歯科治療について
診療室における考慮点と臨床的側面
Izhak Abramovitzほか(原著)/本田雅規(翻訳・解説)

若手歯科医師投稿欄・New Essence: the Debut
歯肉退縮に対する
根面被覆の有効性を考察する
芳賀 剛

リレー連載
切開線! どこにどう入れる?
第6回 FGF2製剤の特性を応用した歯周治療のアプローチ
池上龍朗(執筆)/水上哲也(企画監修)

連載
チームで取り組む!
子どもたちの歯列と口腔機能を育てる歯科医療
第6回 口腔機能の発達を促す指導・トレーニング
島津貴咲/林 亮助/吉田範子

●毎月10日発行
年間購読料 定価 (本体30,000円+税)
1部 定価 (本体2,500円+税)

エビデンスベースで語る、侵襲の少ない歯周外科の手術手技を徹底解説!

新時代の歯周外科

一切開と縫合の基本から拡大視野下の手術手技—
拡大視野下で行う、minimally invasive surgeryの魅力がここに

著者: 佐藤琢也

本書は、マイクロスコープを用いた拡大視野下で行う外科的侵襲の少ない切開・縫合のテクニックや術後の審美性を獲得できるノウハウについて、多数のイラストと写真にて解説。また、エビデンスベースでありながらも著者考案のテクニックも多数紹介している。

●A4判変型 ●212ページ ●定価 本体14,000円(税別)

▽《2面から続き》

<注>【報道されている雇用保険の特例措置について】

令和2年5月14日に一部の新聞で報道されました雇用保険の特例措置は、雇用保険に加入している従業員が事業所の都合により休業しても休業補償を得られない場合、当該従業員へ賃金の8割を直接給付するもので、現在、政府が検討を進めています。しかしながら、事業所が従業員を守らない場合の従業員への直接給付となることから、この特例措置が決定しても、日本歯科医師会からご案内はいたしません。何卒ご理解の程をお願いします。

【給付金】【持続化給付金】(経済産業省、中小企業庁)

持続化給付金は、令和2年4月30日開催の国会で令和2年度補正予算が成立し、5月1日より電子申請の受付が始まりました。(締め切りは令和3年1月15日まで)

これに伴い、経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html> が更新され、電子申請の受付は <https://www.jizokuka-kyufu.jp/> からできます。

この持続化給付金給付の対象の主な要件は、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した月がある事業者となります。対象月は、令和2年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

(注1) 青色申告を行っている場合、年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上(収入)金額及び仕入金額」欄の「売上(収入)金額」の額を用います。ただし、青色申告を行っている方で、①所得税青色申告決算書を提出しない方(任意)、②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない方、③相当の事由により当該書類を提出できない方は、以下の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

(注2) 白色申告を行っている場合、確定申告書に所得税青色申告決算書(農業所得用)を添付した場合又は住民税の申告書類の控えを用いる場合には、月次の事業収入を確認できないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

給付額の上限は、個人立医療機関は100万円以内、医療法人は200万円以内となります。(注3)

【2018年以前に開業の場合の給付額】

■ 給付額の算定式 $S = A - B \times 12$ (ただし、注3の上限あり)

S: 給付額(上限100万円)(※10万円未満は切り捨て)

A: 2019年の年間事業収入

B: 対象月の月間事業収入

【2019年に開業の場合の給付額】

■ 適用条件

2020年の対象月の月間収入が、2019年の月平均の事業収入より50%以上減少している場合。

■ 給付額の算定式 $S = A \div M \times 12 - B \times 12$ (ただし、注3の上限あり)

S: 給付額(上限100万円)(※10万円未満は切り捨て)

A: 2019年の年間事業収入

M: 2019年の開業後月数(開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B: 対象月の月間事業収入

なお、ご不明な点等がございましたら、持続化給付金事業コールセンター0120-115-570(受付時間8:30~19:00、5月・6月(毎日)、7月から12月(土曜日を除く日から金曜日))まで、お問い合わせください。

【貸付金】【医療貸付制度】(独立行政法人福祉医療機構)

対象: 福祉医療機構の貸付事業の融資対象施設を営んでいる事業者であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある事業者

償還期間: 10年以内(据置期間5年以内)

貸付利率: 当初5年間1億円まで無利子(1億円超の部分0.2%)、6年目以降0.2% ※貸付利率は令和2年5月1日現在

貸付限度額: 4,000万円(無担保)

問合せ先: 福祉医療機構 東日本0120-343-863または03-3438-9940 西日本0120-625-201または06-6252-0219

【貸付金】【新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度】(日本政策金融公庫)

対象: 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方

2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方

(1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます)の平均売上高

(2) 令和元年12月の売上高

(3) 令和元年10月から12月の平均売上高

償還期間: 設備資金: 20年以内<据置期間5年以内>

運転資金: 15年以内<据置期間5年以内>

貸付利率: 基準利率。ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率

-0.9%、4年目以降は基準利率。

利子補給制度: 3,000万円以下の部分について、「基準利率-0.9%」の利子(支払利息)は一旦公庫に返済後、支払済み利子額を実施機関から補給する。利子補給期間は借入後当初3年間

貸付限度額: 6,000万円(無担保)

<特別利子補給制度の対象は3,000万円以下の部分>

問合せ先: 事業資金相談ダイヤル0120-154-505(平日9時~17時)若しくは日本政策金融公庫の各支店となります。沖縄県で事業を営む方は沖縄振興開発金融公庫(098-941-1795)となります。

【債務保証】【セーフティネット保証4号について】(経済産業省、中小企業庁)

自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

新型コロナウイルス感染症による適用期間は、令和2年2月18日から令和2年6月1日まで、適用地域は47都道府県となっています。

なお、信用保証協会は、中小企業者(個人事業主)が金融機関から借り入れなどを受ける場合に、その借入の債務を保証することを、主な業務にしています。

問合せ先は、市区町村役所となります。

【債務保証】【セーフティネット保証5号について】(経済産業省、中小企業庁)

従前、歯科診療所は対象外でありましたが、緊急調査を実施し、厚生労働省を通じて経済産業省に申請した結果、歯科診療所も対象となりました。指定期間は令和2年4月10日~令和2年6月30日となります。セーフティネット保証5号とは、全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務の80%保証を行う制度です。問合せ先は、市区町村役所となります。

【債務保証】【危機関連保証】(経済産業省、中小企業庁)

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既に実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証を初めて発動することとしました。これにより、売上高等が急減する中小企業・小規模事業者においては、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠となる100%保証が利用可能となります。

全国・全業種を対象として、信用保証協会が、通常の保証限度額(2.8億円)及びセーフティネット保証の保証限度額(2.8億円)とは別枠(2.8億円)で、借入債務の100%を保証する制度です。

対象中小企業者: 指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

内容(保証条件): ①対象資金: 経営安定資金 ②保証割合: 100%保証

③保証限度額: 一般保証等とは別枠で2億8,000万円

問合せ先: 市区町村役所となります。

Q7 歯科医師によるPCR検査(検体採取)は?

A7 国難ともいえる状況下で、PCR検査体制の強化が喫緊の課題となっています。歯科医療機関でPCR検査を実施するなど、一部の誤った報道により混乱が生じましたが、歯科医師がPCR検査(検体採取)を行うのは、「地域医師会等が運営する地域外来・検査センター」で、なおかつ検査にあたる医師、看護職員、臨床検査技師の確保が困難な場合に限定されています。したがって、歯科医師が直ちに業務にあたることは少ないと思いますが、第2波、第3波の発生も視野に入れ、会員の皆さんには、事前研修の受講をお願いするところです。

なお検査センターの設置が全国で進んでいますが、歯科医師の協力にあたっては、地域医師会・地域歯科医師会・行政等による協議の場が設けられます。元より検査体制には地域差があり、ドライブスルー方式、ウォークスルー方式の導入や、時間帯や曜日の設定等がそれぞれ異なることから、防護衣等の確保や報酬面も含め、協議の場ですっかりご確認ください。さらに検査センターの場所は原則非公表ですが、市役所や公的病院の敷地内に設置されることがあるため、公的病院に勤務する歯科医師が対応にあたるケースも想定しています。

また巷間伝えられる、唾液を検体とするPCR検査については未定ですが、その場合であっても、検査センターにおける歯科医師の役割が変わるものではありません。

最後に、歯科医師が検体採取を行うためには、事前に必要な研修を受けることになっています。日歯生涯研修事業「Eシステム」にはPCR検査の研修用教材として6編の動画を掲載しており、会員の皆さんには合計3時間分のe-learningを受講していただきます。それぞれの動画には5問のポストテストを付けておきますので、動画視聴後に受験し、合格することによって単位が登録されます。6編の教材すべてにおいて単位を取得されましたら、「受講修了証発行を希望」の旨、本会学術課・日本歯科医学会事務局までご連絡ください。受講修了証を発行いたします。

なお、実際に地域外来・検査センターで歯科医師が検体採取の業務にあたる場合には、別に実技実習が予定されています。ただし実技実習は、地域の実情に応じて都道府県が実施するもので、例えば業務を開始する現場で行うことも想定されます。実技実習に関する問い合わせは、各都道府県へお願いいたします。

医歯薬出版 ● 出版案内 医歯薬出版株式会社 〒113-8612 東京都文京区本駒込1-7-10 TEL.03-5395-7630 FAX.03-5395-7633 <https://www.ishiyaku.co.jp/>

歯界展望 Dental Outlook

Vol.135 No.6
6月号のおもな内容

■ 特集
部分床義歯の力学を再考する
一天然歯を守るインプラント支持の活かし方ー
若林 則幸・山下 秀一郎・大久保 力廣
中居 伸行・安部 友佳・古谷野 潔

■ 特別寄稿
歯科施設における
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策
〜アメリカからの情報と当院の取り組み〜
石部 元則

■ 巻頭TOPIC
「食べる」が繋がる! Connect "Eat"!
松尾 浩一郎

■ A4判変型 / 208頁 / カラー ■ 通常号: 定価(本体2,500円+税)

■ 歯界展望 別冊

Q&A 歯科のくすりがわかる本

一戸 達也 編

これだけは知っておきたい!
くすりの基礎知識と使用上のポイントなど、
歯科における薬の使用にかかわるさまざまな情報を網羅した実践ハンドブック

■ A4判変型 / 232頁 / 2色 ■ 定価(本体6,300円+税)

■ 補綴臨床 別冊

コバルトコーヌス完全読本

超高齢社会に対応する全顎欠損補綴の新たな一手

CK.Party 編著

素材の理解から基本設計の考え方、臨床応用術式の詳細まで完全網羅!!
今秋以降に「臨床編」「技工編」を発行予定。

■ A4判変型 / 128頁 / カラー ■ 定価(本体6,500円+税)